

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方自治法の一部が改正され、閉会中において、議長が、条例で定めるところにより、常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）を選任できることとされたことにかんがみ、閉会中における議長による委員の選任に係る規定の整備を行う。

2 条例の概要

- (1) 閉会中は、議長において委員の選任、常任委員の所属の変更並びに議会運営委員及び特別委員の辞任の許可（以下「選任等」という。）をすることができる。
- (2) (1)により選任等を行ったときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日とする。